

平成 29 年度

なら農商工連携ファンド事業助成金のご案内

県内の農林水産物を使って、新しい商品・サービスの開発に取り組みませんか？

① 助成金は誰が利用できるの？

奈良県内に事業所を有する中小企業者と農林漁業者の連携体(単独事業者では対象になりません。)
※連携体の代表者を中小企業者か農林漁業者のいずれかに担っていただきます。

② 助成金の対象となる事業はどんなもの？

県内の農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発のために取り組む事業

事業例

- ・農林水産物を使用した加工食品
- ・間伐材を活用した加工品
- ・農作物の生産効率を上げるシステム
- ・あすカルビーを使用したロールケーキ
- ・草薬を使用した健康食品 etc



③ 助成金の対象となるのはどういう経費？

○研究開発費: 原材料費・委託費(加工費、デザイン料、実験・分析費等)・機械装置のレンタル料 etc

○販路開拓費: 試作品等のための広告宣伝費・展示会の出展料 etc

(ただし、農林水産物を通常生産するために要する経費は対象となりません。)

※事業目標の達成に向け専門家等のアドバイスを活用して助成事業を実施する場合、助成率 **10/10 以内** で助成(ただし、最長3年間で200万円以内)

④ 助成期間はどのくらい？

平成29年4月から3年以内 ※平成28年12月9日(金)～平成29年1月31日(火)(公募予定)
(ただし、1年ごとに申請・審査を受ける必要があります。)

⑤ 助成金はいくらなの？

400万円以内 (最長3年間で1000万円以内)

⑥ 助成率どのくらい？

2/3以内 (※中小企業者が小規模企業者である場合は助成率3/4以内)

⑦ 必要な書類は？

- ①事業計画書一式(交付要領第1号様式の1～第1号様式の9)
- ②法人申請者は登記簿謄本、個人申請者は住民票(何れも申請時点より3ヶ月以内)
- ③決算書(直近2期分)※個人の場合は、確定申告書(写)
- ④県税事務所における県税全税目の滞納がない納税証明書(中小企業者及び農林漁業者共)
- ⑤連携事業者間の規約等(協定書・契約書・合意書等)
- ⑥その他(事業計画の内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等補足書類)



⑧ 助成金を受けるための審査方法・審査基準は？

《審査方法》

1次審査(書類審査)を通過した事業計画について2次審査(面接審査)を行い、採択を決定します。

《審査基準》

- ①農商工連携にふさわしい連携関係が認められること。
- ②事業内容に新規性、独創性(テーマ性)及び先取性があること。
- ③事業内容が社会情勢、市場ニーズ等に合致しており、企業化(事業化)の見通しがあること。
- ④事業内容、スケジュール及び経費に実現可能性かつ合理性があり、実施体制が構築されていること。
- ⑤経営状況が堅実であること。
- ⑥事業終了後も事業の成果を活用できる計画であること。

お問い合わせ・応募先

公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業化推進課 新事業創出支援係(塚本・浅井)

〒630-8031 奈良市柏木町129番地1 奈良県産業振興総合センター3F

TEL: 0742-36-8312 / FAX: 0742-36-4010

E-Mail: sangyo@nara-sangyoshinko.or.jp